

○能代市国民健康保険税滞納世帯の取扱いに関する要綱

令和7年3月1日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険税（以下「国保税」という。）の滞納世帯の取扱いに関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給に係る予告通知)

第2条 市長は、法第54条の3第3項の規定により特別療養費の支給に係る事前通知を行う場合は、あらかじめ、特別療養費の支給に係る予告通知書（様式第1号）により、国保税を滞納している世帯主（以下「国保税滞納世帯主」という。）に通知するものとする。

2 前項の通知書には、特別療養費の支給を行う根拠及び原因等を明記するものとする。

(特別療養費の支給に係る特別の事情等の届出)

第3条 市長は、前条の規定により特別療養費の支給に係る予告通知を行う場合において、国保税滞納世帯主の属する世帯に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給又は省令第27条の4の2に定める医療に関する給付を受けることができる被保険者があるときは原爆一般疾病医療費の支給等に関する届書（様式第2号）による届出を、政令第28条の6に規定する特別の事情があるときは特別の事情に関する届書（様式第3号）による届出を、当該国保税滞納世帯主に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により、国保税滞納世帯主から原爆一般疾病医療費の支給等に関する届書又は特別の事情に関する届書の提出があった場合は、その内容を確認した上で、受理するものとする。

(特別療養費の支給に係る弁明の機会の付与)

第4条 市長は、第2条の規定により特別療養費の支給に係る予告通知を行う場合は、国保税滞納世帯主に対し、弁明の機会付与通知書（様式第4号）により通知し、提出期限を付した上で弁明書（様式第5号）による弁明の機会を付与するものとする。

2 市長は、前項の規定により、国保税滞納世帯主から提出期限までに弁明書の提出があった場合は、これを受理し、弁明の内容を審査するものとする。

(特別療養費の支給に係る事前通知)

第5条 市長は、特別療養費の支給に係る予告通知を行った国保税滞納世帯主につい

て、第3条第2項の規定による届書の受理をしていない場合又は前条第2項の規定による弁明書の提出が当該弁明書の提出期限までになされない場合若しくは当該弁明書の内容が妥当でない場合は、法第54条の3第3項の規定により、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第6号）により行うものとする。

（特別療養費の支給申請）

第6条 省令第27条の5第1項の規定による申請は、国民健康保険特別療養費支給申請書（様式第7号）によるものとする。

（特別療養費支給の事前通知に伴う資格確認書返還請求）

第7条 市長は、省令第27条の5の2第1項の規定により資格確認書の返還請求を行う場合は、国民健康保険資格確認書返還通知書（様式第8号）により、国保税滞納世帯主に通知するものとする。

2 前項の通知書には、返還請求を行う根拠及び原因等を明記するものとする。

（特別療養費の支給の継続）

第8条 市長は、国保税滞納世帯主の滞納の状況を随時又は定期に確認するものとし、当該確認において国保税滞納世帯主に引き続き滞納があった場合は、省令第27条の5の2第4項の規定により交付された資格確認書（以下「資格確認書（特別療養）」という。）の有効期間経過後においても、引き続き資格確認書（特別療養）を交付するものとする。

（特別療養費の支給に係る事前通知交付世帯への療養の給付等の開始通知及び資格確認書の交付）

第9条 市長は、法第54条の3第5項の規定による通知を行う場合は、療養の給付等に係る事前通知書（様式第9号）により、同項に規定する世帯主に通知するものとする。

2 市長は、資格確認書（特別療養）を交付した場合であって、当該交付をした者に前項の通知を行うときは、併せて、資格確認書（特別療養）に代えて資格確認書を交付するものとする。

（保険給付の一時差止め）

第10条 市長は、法第63条の2第2項の規定により、省令第32条の2に定める期間が経過しない場合においても、国保税納付の勧奨等を行ってもなお1年以上滞納が続いている世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主に対し、政令第29条の5において準用する政令第28条の6で定める特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の一時差止めを行うことができる。

（1） 特別療養費の支給に係る事前通知を受けている世帯

- (2) 納付相談に応じない世帯
- (3) 納付相談等により十分な負担能力があると認められたにもかかわらず滞納している世帯
- (4) 納付相談で分納誓約書等により決定した納付計画を正当な理由なく履行しない世帯
- (5) 意図的に滞納処分を免れようとする世帯

2 市長は、法第63条の2第1項又は第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めをしたときは、保険給付一時差止通知書（様式第10号）により当該一時差止めがなされた世帯主（以下「一時差止世帯主」という。）に通知するものとする。

（保険給付一時差止めの金額）

第11条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により市長が一時差し止める保険給付の金額は、保険給付の一時差止めの契機となった国保税滞納総額を上限とする。

（保険給付一時差止めに係る特別な事情の届出）

第12条 一時差止世帯主は、省令第32条の3の規定により、特別な事情がある場合は特別な事情に関する届書を市長に提出しなければならない。

（保険給付一時差止めの解除）

第13条 市長は、一時差止世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに一時差止めを解除するものとし、保険給付一時差止解除通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) 滞納国保税額が完納された場合
 - (2) 滞納国保税額の著しい減少又は納付相談による分納の履行がされている場合
 - (3) 特別な事情の申立てがされ、受理された場合
- （保険給付額からの滞納国保税額の控除通知）

第14条 省令第32条の5の規定による通知は、保険給付額からの滞納国保税額控除通知書（様式第12号）により行うものとする。

（保険給付額からの滞納国保税額の控除の解除）

第15条 市長は、一時差止世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合は、法第63条の2第3項の規定による控除を解除するものとし、保険給付額からの滞納国保税額控除に係る解除通知書（様式第13号）により通知するものとする。

- (1) 滞納国保税額が完納された場合
- (2) 滞納国保税額の著しい減少又は納付相談による分納の履行がされている場合
- (3) 特別な事情の申立てがされ、受理された場合

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月1日から施行する。

(能代市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱の廃止)

2 能代市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱（平成18年能代市告示第71号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により短期被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、この告示の施行の日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該短期被保険者証又は被保険者資格証明書については、旧要綱の規定により定められた当該短期被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期限が経過するまでの間は、なお従前の例による。